

資料 8

議員提出第1号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和6年3月22日

大阪府議会議長 久 谷 真 敬 様

提出者

大阪府議会議員 河 崎 大 樹 肥 後 洋一朗
しかた 松 男

賛成者

大阪府議会議員 山 下 昌 彦 角 谷 庄 一
三 橋 弘 幸 牛 尾 治 朗
中 谷 恭 典 みよし かおる
大 橋 章 夫

議員提出第1号議案

大阪府議会会議規則一部改正の件

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

大阪府議会規則第 号

大阪府議会会議規則の一部を改正する規則

大阪府議会会議規則（平成二年大阪府議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（会議時間及び号館）</p> <p>第八条 会議時間は、午後一時から午後五時までとする。</p> | <p>（会議時間及び号館）</p> <p>第八条 会議時間は、午後一時から午後五時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰上げ又は延長することができる。</p> |
| <p>2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣言することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いないで、会議に諮つて決める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知するこにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。</p> <p>4 (略)</p> | <p>2 会議時間の繰上げ又は延長の動議については、議長は、討論を用ひないで、会議に諮つて決める。</p> <p>3 (略)</p> |
| <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>4 2・3 (略)</p> <p>投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。</p> | <p>（開票及び投票の効力）</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |
| <p>（発言の通告等）</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>通告した者が欠席したとき(第六十一条の一)の規定により質問するときを除く。又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは(同条の規定により質問するときを除く)は、通告は、その効力を失う。</p> | <p>（発言の通告等）</p> <p>第四十九条 (略)</p> <p>2・4 (略)</p> <p>通告した者が欠席したとき又は発言の順位に当たつても発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。</p> |
| 第六十条 (略) | 第六十条 (略) |
| <p>（質問の特例）</p> <p>第六十一条の一 議場に現在しない議員について、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により出席が困難であると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンライン」という。）によって、質問することができる。</p> <p>2 前項の場合において、議員は、オンラインによる質問を希望するときは、あらかじめ議長の</p> | |

| | | |
|-----------|---|--|
| | 3 許可を得なければならない。 | |
| | オンラインによる質問を行う場合の申請の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。 | |
| | (請願書の記載事項等) | |
| 第八十七条 | 請願書には、邦文(点字を含む)を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、代表者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者が記名しなければならない。 | |
| 2 | 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に記名しなければならない。 | |
| 3 | (略) | |
| | (請願文書表) | |
| 第八十九条 | (略) | |
| 2 | 2 請願者数人記名のものはほか人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。 | |
| 3 | 3 請願者数人連署のものはほか人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。 | |
| 第一百六条 | (略) | |
| | (資格決定の通知) | |
| 第一百六条の二 | 法第二百一十七条第三項の規定により準用される法第二百八条第六項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。 | |
| | 第十二章 (略) | |
| | (携帯品) | |
| 第一百八条 | 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。 | |
| | (会議録の記載事項) | |
| 第一百二十条 | (略) | |
| 2 | 2 三一・一二 (略) | |
| | 三 出席議員及び欠席議員の氏名(第六十条の二の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。) | |
| 2 | 2 四一十五 (略) | |
| | 第十八章 (略) | |
| | (電子情報処理組織による通知等) | |
| 第一百一十五条の二 | 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他人の知覚によつて認識することができると情報が記載された紙その他の有体物(次項及び次条において「文書等」という。)により行うことなどが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議 | |
| | (請願書の記載事項等) | |
| 第八十七条 | 請願書には、邦文(点字を含む)を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合にはその所在地)を記載し、代表者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。 | |
| 2 | 2 又は記名押印しなければならない。 | |
| 3 | (略) | |
| | (請願文書表) | |
| 第八十九条 | (略) | |
| 2 | 2 (略) | |
| 3 | 3 請願者数人連署のものはほか人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。 | |
| 第一百六条 | (略) | |
| | (第十二章 (略)) | |
| | (携帯品) | |
| 第一百八条 | 議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。 | |
| | (会議録の記載事項) | |
| 第一百二十条 | (略) | |
| 2 | 2 三一・一二 (略) | |
| | 三 出席及び欠席議員の氏名 | |
| 2 | 2 四一十五 (略) | |
| | 第十八章 (略) | |

| | |
|--|--|
| | <p>長が定めるとこにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を用いる方法により行うことができる。</p> <p>議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかるわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。</p> <p>前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。</p> <p>第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第十九条、第三十九条第一項、第八十九条第一項、第九十条第一項及び第一百二十二条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されてしる事項を議長が定める方法により表示をしたものとの閲覧若しくは当該事項について当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録をすることができる措置をとつた時のいずれか早い時に当該通知を受ける者に到達したものとみなす。）</p> <p>（電磁的記録による作成等）</p> <p>第一百一十五条の三 この規則の規定（第二十七条第一項（第八十二条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかるわらず、議長が定めるとこにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。</p> <p>前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</p> |
|--|--|

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 理 由

令和5年4月の地方自治法改正により、議会に係る手続のオンライン化が可能となったことを踏まえ、議会DXを積極的に推進する観点から、府議会に係る手続のオンライン化が可能となるよう、現行規則の一部を改正するものである。